

2025年2月4日からの大雪に伴う 災害救助法適用による住家の 除雪作業が完了しました



ターゲット 13.1

2025年2月26日

郡山市総務部防災危機管理課

課長 熊田 重美 TEL：924-2168

保健福祉部保健福祉総務課

課長 門澤 康成 TEL：924-3826

SDGs ターゲット 13.1 「すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱化（レジリエンス）及びその適応の能力を強化する。」

令和7（2025）年2月10日（月）の災害救助法の適用を受け、2月20日（木）から実施してありました大雪に伴う積雪により倒壊等のおそれのある住家の除雪作業が、2月25日（火）で完了しました。

1 申込受付・実施状況

	湖南町	熱海町	逢瀬町	計
申込	31 件	9 件	1 件	41 件
除雪対象	11 件	1 件	1 件	13 件
実施済	11 件	1 件	1 件	13 件

- 2 作業実施期間 令和7年2月20日（木）から2月25日（火）まで
※申込受付期間 令和7年2月15日（土）から2月21日（金）まで

- 3 作 業 主 体 一般社団法人福島県造園建設業協会加盟 24 社

※ この度の災害救助法適用による住家の除雪は、日常的な除雪を行うものではなく、あくまでも住家倒壊等の危険性を排除するため、「救助」として当面の日常生活に最低限必要な場所を対象として実施したものです。

災害救助法の対象にならなかった住家については、必要に応じ郡山市消防団及び郡山市社会福祉協議会の除雪ボランティアによる除雪を実施しました。

【参 考】

災害救助法による除雪の対象要件等

（1）対象となる要件（貸家は対象外）

以下の3つの要件全てを満たす方（世帯）が対象となります。

- ①現在居住している住家が倒壊等し、生命・身体に危害を受ける恐れがある場合
- ②自らの労力では除雪することができないこと（高齢者世帯や障害があり、対応できる家族等が県内にいない等）
- ③事業者へ依頼する資力がないこと（住民税非課税世帯等）

（2）対象となる住宅の状況

- ①住宅に軋み（きしみ）が生じている。
- ②雪の重みにより、住宅の出入口の開閉に支障が生じている。
- ③積雪が窓ガラスに密着して、窓ガラスが割れるおそれがある。
- ④降り積もった雪と屋根雪が繋がって、窓ガラスや壁面を損傷させるおそれがある。
- ⑤プロパンガスや給湯器の設置場所が雪により埋まり、設備の交換作業ができない。
- ⑥屋根から下ろした雪が住宅の側面に大量にあり、これ以上屋根雪を下ろすことができない。